注釈サマリー

studyok12345 により 1 ページに 1 個の注釈

x1

㉜労働者の職種	㉝負傷又は発病の時刻	㉞平均賃金（算定内訳は別紙1のとおり）
	午前/午後　時　分頃	円　銭
	前/後　前/後	休業補償給付額・休業特別給付額（平均賃金の　　）
		別支給金額の算定基礎（　　）

㊲災害の原因及び発生状況　（あ）どのような場所で（い）どのような作業をしているときに（う）どのような物又は環境に（え）どのような不安全な又は有害な状態があって（お）どのような災害が発生したか（か）⑦と初診日が異なる場合はその理由を詳細に記入すること

㊳厚等	（ハ）	年金の種類	厚生年金保険法の	障害厚生年金
			国民年金法の	障害基礎年金
			船員保険法の	障害年金

所定労働時間後に負傷した場合には、⑲及び⑳欄については、当該負傷した日を除いて記載してください。

別紙1①欄には、平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養等のために休業した期間があり、その期間及びその期間中に受けた賃金の額を算定基礎から控除して算定した平均賃金に相当する額が平均賃金の額をこえる場合に記載し、控除する期間及び賃金の内訳を別紙1②欄に記載してください。この場合は、㉞欄に、この算定方法による平均賃金に相当する額を記載してください。

別紙2は、⑳欄の「賃金を受けなかった日」のうちに業務上の負傷又は疾病による療養のため所定労働時間のうちその一部分について休業したのみ労働した日（以下「一部休業日」という。）について記載する場合に限り付してください。

四、請求人（申請人）が特別

(一)、㉞欄には、その者の

(二)、⑦、⑲、⑳、㉝、㉟

その他の資料を添付し

五、事業主の証明は受け

(一)、⑲、⑳、㉙及び㉛欄

(二)、㉜欄から㉟欄まで及び

(三)、別紙1（平均賃金算定

（申請）が離

間の全部又は

かった

#1

p.2

様式第８号(表面)

業務災害用

労働者災害補償保険 休業補償給付支給請求書 第　回 休業特別支給金支給申請書（同一傷病分）

標	準	字	体	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	゛	゜	ー
ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ
ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	ミ	ム	メ
モ	ヤ	ユ	ヨ	ラ	リ	ル	レ	ロ	ワ	ン						

帳票種別 ※ 3 4 3 6 0　①管轄局署　③新継再別（1新 5継 7再）　④受付年月日（元号 年 月 日）　⑧業通別（1業 3通）　⑨三者コード（1自 3労 5他）　⑩日雇コード（1日）　⑪特別加入者

⑰平均賃金（十万 万 千 百 十 円 ・ 十 銭）※　⑱特別給与の額（千万 百万 十万 万 千 百 十 円）　⑬日数査定（1療 2賃 3待 4重 5他）　⑭特支コード（1特）　⑮委任未支給（1委 3未）　⑯特別コード（1特）

②労働保険番号（府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号）　⑤労働者の性別（1男 3女）　⑥労働者の生年月日（1明 3大 5昭 7平 治 正 和 成 元号 年 月 日）1～9年は右へ↑ 1～9月は右へ↑ 1～9日は右へ↑

⑫労働者の氏名（シメイ（カタカナ）：姓と名の間は1文字あけて記入してください。濁点・半濁点は1文字として記入してください。）（　歳）

⑦負傷又は発病年月日（1明 3大 5昭 7平 治 正 和 成 元号 年 月 日）1～9年は右へ↑ 1～9月は右へ↑ 1～9日は右へ↑

⑦労働者の住所　㉗郵便番号 ―

⑲療養のため労働できなかった期間（1明 3大 5昭 7平 治 正 和 成 元号 年 月 日）1～9年は右へ↑ 1～9月は右へ↑ 1～9日は右へ↑ から（元号 年 月 日）1～9年は右へ↑ 1～9月は右へ↑ 1～9日は右へ↑ まで　⑳賃金を受けなかった日の日数（内訳別紙２のとおり。）　日間のうち　日

下の欄及び㉓、㉔、㉕、㉖欄は、口座を新規に届け出る場合、又は、届け出た口座を変更する場合のみ記入してください。

新規・変更

振込を希望する金融機関の名称　銀行・金庫 農協・漁協 信組　本店・本所 出張所 支店・支所

口座名義人

㉓預金の種類（1普通 3当座）　㉔口座番号（左詰め。ゆうちょ銀行の場合は、記号（５桁）は左詰め、番号は右詰めで記入し、空欄には「0」を記入。）

メイギニン（カタカナ）：姓と名の間は１文字あけて記入してください。濁点・半濁点は１文字として記入してください。　㉕

（つづき）メイギニン（カタカナ）　㉖

※㉑金融機関コード（金融機関 店舗）　※㉒郵便局コード

⑫の者については、⑦、⑲、⑳、㉜から㊳まで（㊳の(ハ)を除く。）、及び別紙２に記載したとおりであることを証明します。

年　月　日

事業の名称　電話(　　)　－

事業場の所在地　〒　－

事業主の氏名　印

（法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名）

労働者の直接所属事業場名称所在地　電話(　　)　－

（注意）
1. ㊳の(イ)及び(ロ)については、⑫の者が厚生年金保険の被保険者である場合に限り証明してください。
2. 労働者の直接所属事業場名称所在地については、労働者が直接所属する事業場が一括適用の取扱いを受けている場合に、労働者が直接所属する支店、工事現場等を記載してください。

1回目の請求書には、必ず記入してください。（死傷病報告提出年月日　年　月　日）

診療担当者の証明

㉘傷病の部位及び傷病名

㉙療養の期間　年　月　日から　年　月　日まで　日間　診療実日数　日

傷病の経過　㉚療養の現況　年　月　日　治癒（症状固定）・死亡・転医・中止・継続中

㉛療養のため労働することができなかったと認められる期間　年　月　日から　年　月　日まで　日間のうち　日

⑫の者については、㉘から㉛までに記載したとおりであることを証明します。

年　月　日

〒　－　電話(　　)　－

病院又は診療所の　所在地　名称

診療担当者氏名　印

上記により休業補償給付の支給を請求 / 休業特別支給金の支給を申請します。

年　月　日

〒　－　電話(　　)　－

請求人 / 申請人の　住所　（　方）　氏名　印

労働基準監督署長　殿

（注意）
一、□□□で表示された枠（以下、記入枠という。）に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読取りを行うので、汚したり、穴をあけたり、必要以上に強く折り曲げたり、のりづけしたりしないでください。
二、記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとし、事項を選択する場合には該当事項を○で囲んでください。（ただし、⑤及び㉓欄並びに⑥、⑦及び⑲欄の元号については該当番号を記入枠に記入してください。）
三、記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならって、枠からはみださないように大きめのカタカナ及びアラビア数字で明瞭に記載してください。

※印の欄は記入しないでください。（職員が記入します。）

◎裏面の注意事項を読んでから記入してください。

折り曲げる場合には（◀）の所を谷に折りさらに２つ折りにしてください。

様式第８号（裏面）

㉜ 労働者の職種	㉝負傷又は発病の時刻	㉞平均賃金（算定内訳別紙１のとおり）
	午 前/後　　時　　分頃	円　　銭
	前/後　　前/後	休業補償給付額＋休業特別支給金額（平均賃金の　　％）
		別支給金額の設定見本（編注：　　）

㊲災害の原因及び発生状況　（あ）どのような場所で（い）どのような作業をしているときに（う）どのような物又は環境に（え）どのような不安全な又は有害な状態があって（お）どのような災害が発生したか（か）⑦と初診日が異なる場合はその理由を詳細に記入すること

㊳ 厚生年金保険等の受給関係	(ハ) 当該傷病に関して支給される年金の種類等	年金の種類	厚生年金保険法の　イ 障害厚生年金 / ロ 障害厚生年金 / ハ 障害基礎年金
			国民年金法の
			船員保険法の　ホ 障害年金
		障害等級	級
		支給される年金の額	円
		支給されることとなった年月日	年　月　日
		基礎年金番号及び厚生年金等の年金証書の年金コード	
		所轄年金事務所等	

表面の記入枠を訂正したときの訂正印欄	削　字 加　字　　印

〔注　意〕

一、所定労働時間後に負傷した場合には、⑲及び⑳欄については、当該負傷した日を除いて記載してください。

二、別紙１①欄には、平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養等のために休業した期間があり、その期間及びその期間中に受けた賃金の額を算定基礎から控除して算定した平均賃金に相当する額が平均賃金の額をこえる場合に記載し、控除する期間及び賃金の内訳を別紙１②欄に記載してください。この場合は、㉞欄に、この算定方法による平均賃金に相当する額を記載してください。

三、別紙２は、⑳欄の「賃金を受けなかった日」のうちに業務上の負傷又は疾病による療養のため所定労働時間のうちその一部分について労働しない日があるときに、その日について記載してください。

四、請求人（申請人）が特別加入者であるときは、

(一)、㉞欄には、その者の給付基礎日額を記載してください。

(二)、⑦、⑲、⑳、㉝、㉟及び㊲欄の事項を証明することができる書類その他の資料を添付してください。

(三)、事業主の証明は受ける必要はありません。

五、第二回目以後の請求（申請）の場合には、

(一)、⑲、⑳、㉙及び㉛欄については、前回の請求又は申請後の分について記載してください。

(二)、㉜欄から㉟欄まで及び㊲欄は記載する必要はありません。

(三)、別紙１（平均賃金算定内訳）は付する必要はありません。

六、（申請）が離職後である場合（療養のために労働できなかった間の全部又は一部が離職前にある場合を除く。）には、事業主の証明は受ける必要はありません。

七、休業特別支給金の支給の申請のみを行う場合には、㊳欄は記載する必要はありません。

「事業主の氏名」の欄、「病院又は診療所の診療担当者氏名」の欄及び「請求人（申請人）」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができます。

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏　名	電話番号
		印	（　　）　－

様式第８号（別紙1）　（表面）

労働保険番号					氏名	災害発生年月日
府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号		年　月　日

平均賃金算定内訳

（労働基準法第12条参照のこと。）

雇入年月日	年　月　日	常用・日雇の別	常用・日雇
賃金支給方法	月給・週給・日給・時間給・出来高払制・その他請負制	賃金締切日	毎月　日

A	よって支払ったもの月・週その他一定の期間に	賃金計算期間		月　日から 月　日まで	月　日から 月　日まで	月　日から 月　日まで	計
		総日数		日	日	日	(イ)　日
		賃金	基本賃金	円	円	円	円
			手当				
			手当				
			計	円	円	円	(ロ)　円
B	他の請負制によって支払ったもの日若しくは時間又は出来高払制その	賃金計算期間		月　日から 月　日まで	月　日から 月　日まで	月　日から 月　日まで	計
		総日数		日	日	日	(イ)　日
		労働日数		日	日	日	(ハ)　日
		賃金	基本賃金	円	円	円	円
			手当				
			手当				
			計	円	円	円	(ニ)　円
総計				円	円	円	(ホ)　円
平均賃金				賃金総額(ホ)　円÷総日数(イ)　＝　円　銭			

最低保障平均賃金の計算方法

Aの(ロ)　円÷総日数(イ)　＝　円　銭 (ヘ)

Bの(ニ)　円÷労働日数(ハ)　× $\frac{60}{100}$ ＝　円　銭 (ト)

(ヘ)　円　銭+(ト)　円　銭　＝　円　銭（最低保障平均賃金）

日日雇い入れられる者の平均賃金（昭和38年労働省告示第52号による。）					
	第1号又は第2号の場合	賃金計算期間	(ル) 労働日数又は労働総日数	(ヲ) 賃金総額	平均賃金 $\left((ヲ)÷(ル)×\frac{73}{100}\right)$
		月　日から 月　日まで	日	円	円　銭
	第3号の場合	都道府県労働局長が定める金額　円			
	第4号の場合	従事する事業又は職業			
		都道府県労働局長が定めた金額　円			
漁業労働者及び林業労働者の平均賃金（昭和24年労働省告示第5号第2条による。）	平均賃金協定額の承認年月日　年　月　日　職種　平均賃金協定額　円				

①　賃金計算期間のうち業務外の傷病の療養等のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金

(賃金の総額(ホ)－休業した期間にかかる②の(リ))　÷　(総日数(イ)－休業した期間②の(チ))

(　円－　円)　÷　(　日－　日)　＝　円　銭

②　業務外の傷病の療養等のため休業した期間 及びその期間中の賃金の内訳					
賃金計算期間		月　日から 月　日まで	月　日から 月　日まで	月　日から 月　日まで	計
業務外の傷病の療養等のため休業した期間の日数		日	日	日	(チ)　日
業務外の傷病の療養等のため休業した期間中の賃金	基本賃金	円	円	円	円
	手当				
	手当				
	計	円	円	円	(リ)　円
休業の事由					

③特別給与の額	支払年月日	支払額
	年　月　日	円
	年　月　日	円
	年　月　日	円
	年　月　日	円
	年　月　日	円
	年　月　日	円
	年　月　日	円

［注　意］

③欄には、負傷又は発病の日以前２年間（雇入後２年に満たない者については、雇入後の期間）に支払われた労働基準法第12条第４項の３箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（特別給与）について記載してください。

ただし、特別給与の支払時期の臨時的変更等の理由により負傷又は発病の日以前１年間に支払われた特別給与の総額を特別支給金の算定基礎とすることが適当でないと認められる場合以外は、負傷又は発病の日以前１年間に支払われた特別給与の総額を記載して差し支えありません。